

議案第115号

大阪市立保護施設条例を廃止する条例案

大阪市立保護施設条例（昭和39年大阪市条例第33号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成29年5月16日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

大淀寮ほか3施設を廃止するため、条例を廃止する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 考)

大阪市立保護施設条例

(設 置)

第1条 本市に生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例によるものとされる場合を含む。以下法という。）の規定による保護施設（以下施設という。）を設置し、その種類、名称及び位置は、別表のとおりとする。

(休館日)

第2条 施設は、無休とする。

2 前項の規定にかかわらず、第7条の規定により施設の管理を行うもの（以下指定管理者という。）は、施設の設備の補修、点検又は整備、天災その他やむを得ない事由があるときは、あらかじめ市長の承認を得て、臨時の休館日を定めることができる。

3 市長は、前項の承認を行ったときは、速やかに当該承認を行った内容を公告するものとする。

(供用時間)

第3条 施設の供用時間は、午前0時から午後12時までとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、施設の供用時間について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「第3条第1項」と、「臨時の休館日を定める」とあるのは「同項の規定による供用時間を変更する」と、同条第3項中「前項」とあるのは「第3条第2項の規定により読み替えられた第2条第2項」と読み替えるものとする。

(入所資格)

第4条 大阪市立大淀寮（以下大淀寮という。）及び大阪市立淀川寮（以下淀川寮という。）の法第38条第2項に規定する救護施設、大阪市立港晴寮及び大阪市立第2港晴寮に入所できる者は、同項に規定する要保護者とする。

2 大淀寮及び淀川寮の法第38条第3項に規定する更生施設に入所できる者は、同項に規定する要保護者とする。

(入館の制限)

第5条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を断り、又は退館させることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為をするおそれがある者
- (2) 建物又は附属設備を損傷するおそれがある者
- (3) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる物品又は動物を携行する者
- (4) 管理上必要な指示に従わない者
- (5) その他管理上支障があると認める者

(入所の延長)

第6条 市長は、施設に入所した者に対する保護を停止した場合であっても、やむを得ない事由があると認めるときは、当該入所者を引き続き施設に入所させることができる。この場合において、市長は、当該入所者から当該入所に要する費用を徴収する。

(管理の代行)

第7条 施設の管理については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体（以下法人等という。）であって市長が指定するものに行わせる。

(指定申請の公告)

第8条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (3) 指定管理者の指定を行おうとする期間
- (4) 指定管理者の指定の申請（以下指定申請という。）をする法人等に必要な資格
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市規則で定める事項

(指定申請)

第9条 指定管理者の指定を受けようとする法人等は、市規則で定めるところにより、施設の管理に関する事業計画書その他市規則で定める書類を添付した指定管理者指定申請書を市長に提出しなければならない。

(欠格条項)

第10条 次の各号のいずれかに該当する法人等は、指定管理者の指定を受けることができない。

- (1) 破産者で復権を得ないもの
- (2) 地方自治法第244条の2第11項の規定により本市又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しないもの
- (3) その役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの

ア 第1号に該当する者

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

ウ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

(指定管理予定者の選定)

第11条 市長は、第9条の規定による指定申請の内容を次に掲げる基準に照らして総合的に考慮し、最も適当であると認められる内容の指定申請をした法人等を、指定管理者の指定を受けるべきもの(以下指定管理予定者という。)として選定するものとする。

- (1) 住民の平等な利用が確保されること
- (2) 法第38条第2項及び第3項の目的に照らし施設の効用を最大限に発揮するとともに、施設の管理経費の縮減が図られるものであること
- (3) 施設の管理の業務を安定的に行うために必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること
- (4) 前3号に掲げるもののほか、施設の適正な管理に支障を及ぼすおそれがないこと

(指定管理者の指定等の公告)

第12条 市長は、前条の規定により選定した指定管理予定者を指定管理者に指定したときは、その旨を公告するものとする。地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は施設の管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

(業務の範囲)

第13条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 法第38条第2項及び第3項の目的を達成するために必要な事業(入所の決定に係るものを除く。)の実施に関すること
- (2) 建物及び附属設備の維持保全に関すること
- (3) その他施設の管理に関すること

(施行の細目)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、昭和39年4月1日から施行する。
- 2 市長は、平成25年7月1日から平成28年3月31日までの期間について大淀寮の指定管理者を指定しようとするときは、第8条の規定にかかわらず、大淀寮の管理を行おうとする法人等を指名し、当該法人等に対し、その旨を通知するものとする。
- 3 前項に規定する場合における第9条、第11条及び第12条の規定の適用については、第9条中

「指定管理者の指定を受けようとする」とあるのは「附則第2項の規定による通知を受けた」と、「、市規則で」とあるのは「、市長の」と、「その他市規則で」とあるのは「その他市長が」と、第11条中「第9条」とあるのは「附則第3項の規定により読み替えられた第9条」と、「内容を」とあるのは「内容が」と、「照らして総合的に考慮し、最も適当であると認められる内容の」とあるのは「適合すると認めるときでなければ、」と、「選定するものとする」とあるのは「選定してはならない」と、同条第2号中「最大限に」とあるのは「十分に」と、同条第4号中「前3号」とあるのは「附則第3項の規定により読み替えられた前3号」と、第12条中「前条の規定により選定した指定管理予定者」とあるのは「指定管理予定者」とする。

別表（第1条関係）

種 類	名 称	位 置
救護・更生施設	大阪市立 大 淀 寮	大阪市北区長柄西1丁目
	大阪市立 淀 川 寮	大阪市東淀川区大桐4丁目
救護施設	大阪市立 港 晴 寮	大阪市港区港晴2丁目
	大阪市立 第2港晴寮	大阪市港区田中3丁目